

日本語プロフィシエンシー研究会会則

第1章 総則

(本会の名称)

第1条 本会は日本語プロフィシエンシー研究会とする。

(本会の目的)

第2条 本会は日本語のプロフィシエンシーに関わる研究と開発を目指す。主に、日本語の言語四技能のプロフィシエンシーに関わる研究、OPI技術の維持、向上、普及、ならびに関連領域の理解と実践を目指し、さらに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(活動範囲)

第3条 本会は次のことを行う。

(1) 定例会 (原則として年4回下記の日時に行う)

6月最終週土曜日 (定期総会)

9月最終週土曜日

1月第2週土曜日

3月最終土曜日・日曜日 (合宿)

(2) その他、本会の目的に沿うもの

(構成員)

第4条 本会は次の会員で構成する。

(1) [正会員] OPIテスター (日本語) 資格取得者及びOPIに関心を持つ者で文書で申し込み、会費を納入した者。

(2) [顧問] 会員の議決により顧問を設けることができる。

(会費の納入)

第5条 本会の会費は年1回、本会の定めた時期(3月末)に一括して納入する。

(1) 会費は年2千円とし、銀行振込にて納入する。

(2) 必要に応じて臨時会費を徴収することができる。

(3) 会費を2年以上滞納したものは退会とみなす。

(会計年度)

第6条 本会の会計年度は4月1日に始まり、3月31日に終わる。年1回会計報告をする。

(企画・運営委員会)

第7条 本会の企画・運営は企画・運営委員会によって行われる。委員の任期は2年とし、再任を妨げない。委員は、会員の中から選出し、総会において承認を得る。委員の選出方法及び業務については別に定める。

(企画・運営委員の招集)

第8条 本会の企画・運営委員会は必要時に会長が招集し、企画・運営に関する処理、対外的な問題の処理、及び会則内で処理できない問題の処理にあたる。

(事務業務)

第9条 本会の運営上の事務業務については、事務局長の指示のもと運営委員が担当する。

(評議委員)

第10条 本会の総会及び総会に準ずる議決の進行は評議委員によって行なわれる。委員の任期は2年とし、再任を妨げない。委員は、会員の中から選出し、総会において承認を得る。委員の選出方法及び業務については別に定める。

(監査委員)

第11条 本会の会計監査及び企画・運営、評議に関わる監査は監査委員によって行なわれる。委員の任期は2年とし、再任を妨げない。委員は、会員の中から選出し、総会において承認を得る。委員の選出方法及び業務については別に定める。

(総会)

第12条 総会に関して下記のことを定める。

(1) 定期総会は会長が1年に1回召集する。総会では本会に関わる決議を行う。

(2) 総会は会員の過半数で成立する。ただし、委任状を含む。総会の議決は出席会員の多数決とする。

(3) 必要に応じて会長は臨時総会を召集することができる。

(4) 本会の定例会またはML上の投票による議決は総会に準ずる。ML上の投票による議決方法については別に定める。

(定例会参加特例)

第13条 本会定例会に参加できる者は原則的に本会会員のみであるが、下記の者については特例を設ける。

(1) 本会の会員以外で本会に関心を持つ者は、会費を払うことなく、1度だけ定例会に参加することができる。

(2) 本会の協定研究会の会員は、本会会長の承認があれば、会費を払うことなく、定例会に参加することができる。

(協定研究会)

第14条 本会と目的を同じくし協定関係を結ぶことの必要性を会長が認め、企画・運営委員会における決議により同意を得た研究会を協定研究会とする。

(会則の変更)

第15条 本会則は、企画・運営委員会における決議により変更することができる。ただし、総会の決議承認を必要とする。

(会計手続き)

第16条 会計手続きに関わる住所を会長により任命された運営委員の住所に置く。

第2章 細則

(各活動の運営)

第17条 本会は、以下の活動を行う。

(1) 定例会開催

司会は事務局長または副事務局長が担当する。書記は書記・ニューズレター委員が担当する。

(2) ニューズレター発行

書記・ニューズレター委員が年4回ニューズレターを発行し、会員向けホームページに掲載する。定例会における研究発表者等はニューズレター委員の要請に応じ、ニューズレター原稿を提出する。

(3) 紀要発行

紀要発行規定については別に定める。

(4) 各種プロジェクト

定例会に提案し、会員全体から参加者を募る。活動方針については、チームメンバーに一任する。定例会において現状を報告する。成果は本会主催の発表会、学会、雑誌などに発表することができる。プロジェクト助成については別に定める。

(5) その他

会長により任命された担当者が行う。

附則

1. この会則は、平成23年4月より施行する